

令和 8 年度課税市民税賦課パンチ委託業務仕様書（案）

課税資料の概要・課税資料及び課税データの情報漏えいの禁止について

- (1) 課税資料とは、給与支払報告書、市申告書、公的年金等支払報告書です。
- (2) 課税資料は、令和 8 年度当初課税のための資料で、殆ど唯一のものです。
搬出、搬入の際には、盗難・紛失・汚損等に最大の注意を払ってください。
- (3) 課税資料及び課税データは、市民の所得額等プライバシーに関わるものです。
業務上、資料及びデータの内容を知り得た場合でも、これを他人、外部に漏らすことを禁止します。乙の責めに帰すべき事由により秘密が漏れ、甲が損害を被った場合は、損害賠償請求の対象になります。

作業場所の届出について

契約締結時に別紙 2「個人情報の取扱いを定める特約」に基づき、委託業務の作業場所の届出書を提出していただきます。現状の確認を行い、適正であれば承諾の通知をいたしますので、それをもって業務を開始できるものとします。

パンチデータの入力について

データの作成に当たっては、必ず異なる 2 名の入力要員でベリファイ入力を行い、データの正確性に万全を期して下さい。

〔ベリファイの定義〕

ベリファイとはデータ入力作業に必須の検査入力作業で、1 次入力者が入力したデータに 2 次入力者が一文字ずつ重ね打ちしながら検査入力していくこと、1 次入力者と 2 次入力者は必ず別のオペレータであることとし、目視（目検）による検査作業や、別々にパソコンで入力したデータをフィールド照合で比較検査する作業はベリファイとは認めません。（日本データエントリ協会のホームページにある用語解説を引用）

ただし、1 次入力については A I - O C R での入力を可とします。

パンチデータのテストについて

契約締結後年内に、各課税資料のサンプルを約 50 件程度パンチしてもらい、那覇市での読み込みテストを行います。

課税資料等の搬出、搬入について

- (1) 搬出とは、那覇市市民税課窓口で課税資料を乙に託すことをいい、搬入とは、完成品を那覇市市民税課に納入し、課税資料を同課に返却することをいいます。
- (2) 搬出・搬入とも原則として指定された日の午後 2 時とします。
- (3) 緊急な処理の必要が発生した場合、スケジュール表以外に臨時に処理を依頼する場合があります。

パンチデータ等の廃棄について

課税資料や完成品のバックアップデータの廃棄については、別紙２「個人情報の取扱いを定める特約」及び別紙３「特定個人情報の取扱いに関する特約」に基づき行うものとします。

出来高とは、次により算定されたものとします

- (1) 乙は、搬入の際にＣＤ毎にそのデータ件数、タッチ数等を記入した納品書及び「データ別タッチ数カウントー覧票」を提出します。
- (2) 甲は、乙により搬入されたＣＤのデータを検査します。
- (3) 契約期間内の全件数を集計し、これに契約単価を乗じます。

パンチ入力の詳細について

データレイアウト等の詳細については、「パンチ仕様書（案）」にて確認してください。